

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年九月三十日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

沖縄県国頭郡金武町字金武三九九番地の一
医療法人いつわ会
清算人 石山 利法

解散公告(第三回)

当法人は、社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年十月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

埼玉県朝霞市西弁財二丁目六番三四号ヴィ
ラクレールⅡ一階
医療法人高志会
清算人 廣瀬 久忠

解散公告(第三回)

当法人は、社員総会の決議並びに長野県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

長野県安曇野市堀金烏川二五八一番地
医療法人米倉医院
清算人 米倉 博之

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年八月二十七日静岡市の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

静岡県静岡市駿河区片山二五番四
恩田原・片山土地区画整理組合
代表清算人 高津 友彦

解散公告(第三回)

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪府守口市八雲東町一丁目一〇番一
パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション労働組合
清算人 中村 勇

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

長崎県佐世保市権常寺町一〇一〇番地三三
医療法人鶴清会シミス小児歯科クリニック
清算人 清水 保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道砂川市西一条北二丁目二番地、最後の住所北海道砂川市西一条北二丁目一番二九号
被相続人 亡 前谷 政浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

北海道滝川市花月町一丁目一番一〇号弁護士法人小寺・松田法律事務所 滝川事務所
相続財産清算人 弁護士 村田 雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南七条西九丁目二番、最後の住所札幌市豊平区月寒東四条七丁目三番二二号ブリモ月寒三〇五号
被相続人 亡 齊藤 隆幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

札幌市中央区北二条西二丁目四マルホビル五階 松本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松本 匡史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字五代字山本八四七番地一、最後の住所青森県黒石市馬場尻東一六一番地一三
被相続人 亡 三上 弘光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

青森県弘前市大字青山四丁目一三番地一三
藤本司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 藤本 祥平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区泉崎一丁目一番一、最後の住所仙台市太白区泉崎一丁目一番二〇一四〇三号
被相続人 亡 中山 直美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目四番二〇号
相続財産清算人 弁護士 小山 悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市大船渡町字新田六二番地、最後の住所宮城県大崎市古川狐塚字押堀一六番地一グループホームおおさきの杜A棟八号
被相続人 亡 鳥井 英志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

宮城県大崎市古川駅南三丁目一三番二号小高法律事務所
相続財産清算人 富田 成人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市泉区実沢字二ノ関屋敷一〇番地、最後の住所仙台市泉区実沢字二ノ関屋敷一〇番地の六
被相続人 亡 石川 清貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

仙台市青葉区一番町一丁目一六番二二番地三三
仙台市青葉区一番町一丁目一六番二二番地三三
相続財産清算人 弁護士 谷 遼治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡壬生町中央町一五番、最後の住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁九二番地二二
あいケアステーション三六
被相続人 亡 三田 悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

栃木県栃木市都賀町合戦場八〇九番地一
相続財産清算人 司法書士 小坂橋 薫

第19期決算公告

令和8年9月24日

東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー35F
株式会社アンビション・エージェンシー 代表取締役 大石 徹

貸借対照表の要旨 (令和8年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	335,586	流動負債	179,160
固定資産	61,423	(うち賞与引当金)	(70,108)
		固定負債	49,318
		株主資本	168,531
		資本剰余金	10,000
		資本剰余金	87,600
		資本剰余金	87,600
		利益剰余金	70,931
		利益剰余金	2,500
		利益剰余金	68,431
		(うち当期純利益)	(13,970)
資産合計	397,009	負債・純資産合計	397,009